

令和5年 第4回鞍手町議会定例会会期

1 会 期 6月7日(水)から20日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
6月7日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
8日	木			
9日	金			
10日	土			閉 庁
11日	日			閉 庁
12日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	水	本 会 議	13時	議案質疑
15日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
16日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
17日	土			閉 庁
18日	日			閉 庁
19日	月	予 備 日		
20日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和5年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
令和5年6月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和5年6月7日 午後1時00分				的野信之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和5年6月7日 午後1時28分				的野信之	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出欠	11	栗田美和	出欠
	2	田中二三輝	出欠	12	西藤典子	出欠
	3	星正彦	出欠	13	篠原哲哉	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	野口美恵子	出欠			
	6	新谷留晴	出欠			
	7	的野信之	出欠			
	8	石井大輔	出欠			
	9	許斐潤一郎	出欠			
10	有働徳仁	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 員	3	星正彦		4	宇田川亮	

職 出 席	議会事務 局長	広瀬真一	出欠	議会事務 局次長	加藤優	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	副町長	浅野彩	出欠
	教育長	外園哲也	出欠	会計課長	武谷朋視	出欠
	総務課長	高橋奈美江	出欠	都市整備 課長	西生卓矢	出欠
	福祉人権 課長	田鶴原竜二	出欠	まちづく り課長	柴田隆臣	出欠
	税務保険 課長	石田克	出欠	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	梶栗恭輔	出欠
	管財課長	石田正樹	出欠	上下水道 課長	神谷徹	出欠
	健康こども 課長	沼野葉子	出欠	教育課長	森永健一	出欠
	住民環境 課長	大村俊夫	出欠			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和5年 第4回 鞍手町議会定例会議事日程

6月7日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第35号 鞍手町監査委員の選任
- 日程第4 議案第36号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第38号 専決処分の承認（鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第39号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第8 議案第40号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第1号）
- 日程第9 議案第41号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）
- 日程第10 議案第42号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第43号 令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 財産の取得
- 日程第13 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除
- 日程第14 議案第46号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除

令和5年6月7日 6月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許斐英幸	2番 田中二三輝	3番 星正彦
4番 宇田川亮	5番 野口美恵子	6番 新谷留晴
7番 的野信之	8番 石井大輔	9番 許斐潤一郎
10番 有働徳仁	11番 栗田美和	12番 西藤典子
13番 篠原哲哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

ただ今から、令和5年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

行政報告の許可をいただきましたので報告をさせていただきます。

新たなごみ処理施設の建設についてです。

令和5年5月25日開催の令和5年第2回宮若市他二町じん芥処理組合、処理施設組合議会臨時会において、新たなごみ処理施設の建設について、組合長報告がありましたので、その概要を報告いたします。

— 新たなごみ処理施設の建設について。

ごみ燃料化処理施設、R D F、R D F 施設及び泉水最終処分場の両施設は老朽化しており、今後 1 0 年程度をめどに、新たなごみ処理施設の建設が必要となります。

先日、施設方針で、先行事例の福岡県を、環境広域施設組合に正副組合長で視察を行いました。

新たなごみ処理施設の建設には膨大な事務量があり、職員体制の強化が必要となることが判明したため、今後、各市町により職員を当組合に派遣し、体制を整えるよう計画しています。

本年 1 0 月 1 日から宮若市より職員を 1 名派遣し、今後の事務局体制を含む各種計画の立案等に着手いたします。

また、また来年 4 月 1 日から他二町より派遣の職員を加え、ごみ処理施設建設準備推進室（仮称）を設置し、今後 1 0 年をめどに、新たなごみ処理施設の建設を目標に本格的に取り組んでまいります。

以上で行政報告を終わります。

#### ○議長（的野信之君）

まず、町長より提出されております「令和 4 年度鞍手町一般会計繰越明許費 繰越計算書」「令和 4 年度鞍手町一般会計継続費 繰越計算書」「令和 4 年度鞍手町下水道事業会計予算 繰越計算書」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますので、ご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情 2 件は、お手元のタブレット端末機に送信しています。

「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 4 条の規定により、議長において、3 番議員星正彦議員及び 4 番議員宇田川亮議員を指名します。

次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お手元のタブレット端末機に送信しています会期日程案により、今期、定例会の会期は本日から 6 月 2 0 日までの 1 4 日間をしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの14日間に決定しました。  
次に進みます。

日程第3 議案第35号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

日程第3 議案第35号は鞍手町監査委員の選任であります。

鞍手町監査委員であります幸田喜孝氏の任期が本年6月20日で満了することに伴い、その後任として、川上瑞穂氏を選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

なお、同氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますのでご参照ください。

以上が、日程第3 議案第35号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(的野信之君)

これから質疑を行います。

議案第35号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第35号「鞍手町監査委員の選任」を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、議案第35号は、同意することに決定しました。  
ここでしばらく休憩します。

会議を再開します。

次に、日程第4 議案第36号から日程第6 議案第38号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

日程第4 議案第36号及び日程第5 議案第37号の2件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で専決処分しました一部改正条例の承認であります。

また、日程第6 議案第38号は同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年5月1日付で専決処分しました一部改正条例の承認でありますので、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第36号は、専決第1号、鞍手町税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、軽自動車の購入の際に納付する環境性能割について、現行の税率区分を、令和5年12月末まで据置き、令和6年1月以降は、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる措置等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、日程第5 議案第37号は、専決第2号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引上げ及び5割、2割の減額対象となる世帯の所得の基準となる金額の引き上げを内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に日程第6 議案第38号は、専決第4号鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の分類を5類感染症と改める、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和5年5月8日から施行されることに伴い、鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を同年5月1日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて報告し、議会の承認を求めるものであります。

以上が日程第4 議案第36号から日程第6 議案第38号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第39号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

**○町長（岡崎邦博君）**

日程第7 議案第39号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第39号は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本議案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、整備が行われたことに伴い、所要の規定を改め関係条例の整理を行うものであります。

以上が日程第7 議案第39号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第8 議案第40号及び日程第9 議案第41号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

**○町長（岡崎邦博君）**

日程第8 議案第40号及び日程第9 議案第41号の2件については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しました補正予算の承認であります。

すので、一括して提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第40号は、専決第3号、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は新型コロナウイルスワクチン接種について5月より接種できる体制整備を構築する必要があったため、その関係経費について専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、4款衛生費新型コロナウイルスワクチン接種事業費として事務費を含めて6,750万5,000円の関連予算を追加しております。

歳入では新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金6,750万5,000円を追加し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ6,750万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106億6,797万9,000円として令和5年4月1日付けで専決処分しましたので議会の承認を求めるものであります。

次に、日程第9 議案第41号は、専決第5号、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第2号の承認であります。

本補正予算は、食糧費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世代の児童1人当たり一律5万円の特別給付金の給付事務を速やかに開始する必要があったことから、その関係経費について専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では3款民生費低所得の子育て世帯特別給付金給付費として事務費を含めて1,679万2,000円の関連予算を追加しております。

歳入では、15款国庫支出金に1,679万2,000円を追加し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1,679万2000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106億8,477万1,000円として令和5年5月1日付で専決処分しましたので議会の承認を求めるものであります。

以上が、日程第8 議案第40号及び日程第9 議案第41号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 10 議案第 42 号及び日程第 11 議案第 43 号の 2 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

日程第 10 議案第 42 号及び日程第 11 議案第 43 号の 2 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 10 議案第 42 号は、令和 5 年度鞍手町一般会計予算第 3 号であります。本補正予算は、通常の補正分とともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする本町独自の支援事業に要する経費を一体的に編成しております。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2 款総務費において、コミュニティ助成事業で、一般財団法人自治総合センターから助成金の交付決定を受けたため、一般コミュニティ助成事業補助金 250 万を追加しております。

次に 3 款民生費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として食料品等の物価高騰の影響を特に受けている令和 5 年度の住民税非課税世帯を対象に一律 3 万円の臨時特別給付金及び事務費等の関係経費で 8,727 万 9,000 円を追加しております。

また、住民税均等割のみ課税世帯に対しても、一律 3 万円の臨時特別給付金及び事務費等の関係経費で 1,534 万 5,000 円を追加しております。

次に、同じく 3 款民生費病児・病後児保育事業費において、福岡県病児保育利用料無償化事業により、これまで施設が利用者から徴収していた利用料を公費で負担することから 53 万 8,000 円を追加しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、公立保育所及び認定こども園への給食費の材料値上がり分に対する経費として、公立保育所費で、180 万 2,000 円、認定こども園費で、320 万 7,000 円をそれぞれ追加しております。

次に 4 款衛生費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、水道料金の基本料金 5 か月分の減免に伴う水道事業会計の減収分を補てんするため、水道事業会計補助金 4,500 万円を追加しております。

次に 7 款商工費では、県費を財源とする宿泊税交付金基金積立金として 120 万 2,000 円を追加しております。

次に10款教育費では、同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、食糧費等の物価上昇に伴う小・中学校の給食費の材料値上がり分に対する経費として、622万1,000円を追加しております。

一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、歳出予算に関連する国庫支出金や県支出金等を追加しております。

そして、これらの要因により生じた財源不足額1,717万7,000円を財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億7,100万3,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ108億5,577万4,000円となっております。

次に、日程第11 議案第43号は、令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、水道料金の基本料金5か月分の減免に伴い補正するものであります。

予算第3条収益的収入のうち、水道事業収益において、営業収益を4,500万円減額し、営業外収益を4,500万円追加しております。

これにより、水道事業収益の収入全体では、3億4,781万円となり予算の増減はありません。

以上が、日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

#### ○町長（岡崎邦博君）

日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第44号は、財産の取得であります。

取得する財産は、鞍手町消防団第5分団消防ポンプ自動車1台で、既存の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新するものであります。

取得価格は2,277万円、納期は令和6年1月31日まで。

契約の相手方は、愛知ポンプ工業株式会社、代表取締役であります。

次に、日程第13 議案第45号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和4年分の固定資産税の課税免除申請が、企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講ずるものであります。

次に、日程第14 議案第46号は、鞍手町工場等設置条例に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和5年度分の固定資産税の課税免除申請が企業3社から提出されましたので、課税免除措置を講ずるものであります。

以上が日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日8日から11日までの4日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日8日から11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 13時26分 —

| 令和5年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 令和5年6月12日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時
及び宣告 | 開 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 令和5年6月12日 午後1時00分 | | | | 的野信之 | |
| | 閉 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 令和5年6月12日 午後2時34分 | | | | 的野信之 | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許斐英幸 | 出欠 | 11 | 栗田美和 | 出欠 |
| | 2 | 田中二三輝 | 出欠 | 12 | 西藤典子 | 出欠 |
| | 3 | 星正彦 | 出欠 | 13 | 篠原哲哉 | 出欠 |
| | 4 | 宇田川亮 | 出欠 | | | |
| | 5 | 野口美恵子 | 出欠 | | | |
| | 6 | 新谷留晴 | 出欠 | | | |
| | 7 | 的野信之 | 出欠 | | | |
| | 8 | 石井大輔 | 出欠 | | | |
| | 9 | 許斐潤一郎 | 出欠 | | | |
| 10 | 有働徳仁 | 出欠 | | | | |
| 出席 13人
欠席 0人
欠員 0人 | | | | | | |
| 会議録署名
議員 | 3 | 星正彦 | | 4 | 宇田川亮 | |

| | | | | | | |
|--|-------------|-------|----|--------------------------|------|----|
| 職
出
席 | 議会事務
局長 | 広瀬真一 | 出欠 | 議会事務
局次長 | 加藤優 | 出欠 |
| | 町長 | 岡崎邦博 | 出欠 | 副町長 | 浅野彩 | 出欠 |
| | 教育長 | 外園哲也 | 出欠 | 会計課長 | 武谷朋視 | 出欠 |
| | 総務課長 | 高橋奈美江 | 出欠 | 都市整備
課長 | 西生卓矢 | 出欠 |
| | 福祉人権
課長 | 田鶴原竜二 | 出欠 | まちづく
り課長 | 柴田隆臣 | 出欠 |
| | 税務保険
課長 | 石田克 | 出欠 | 産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 | 梶栗恭輔 | 出欠 |
| | 管財課長 | 石田正樹 | 出欠 | 上下水道
課長 | 神谷徹 | 出欠 |
| | 健康こども
課長 | 沼野葉子 | 出欠 | 教育課長 | 森永健一 | 出欠 |
| | 住民環境
課長 | 大村俊夫 | 出欠 | | | |
| | | | | | | |
| 地方自治法
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和5年 第4回 鞍手町議会定例会議事日程

6月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

令和5年6月12日 6月定例会一般質問。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 許斐英幸 | 2番 田中二三輝 | 3番 星正彦 |
| 4番 宇田川亮 | 5番 野口美恵子 | 6番 新谷留晴 |
| 7番 的野信之 | 8番 石井大輔 | 9番 許斐潤一郎 |
| 10番 有働徳仁 | 11番 栗田美和 | 12番 西藤典子 |
| 13番 篠原哲哉 | | |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第一、一般質問を行います。

質問は通告一覧表の順序により行います。

最初に10番議員、有働徳仁議員の質問を許可します。有働議員。

○10番（有働徳仁君）

この問題は以前からずっとお話にあがっている議題だと思いますけど、各小学校のトイレ洋式化についてお伺いします。現状を教えてください。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

○教育長（外園哲也君）

はい。現状について説明させていただきます。

各小学校とも、各階の児童用のトイレは男女とも1か所を洋式化しております。

今の子供たちは、家庭のトイレのほとんどが洋式化されているため、保育所などでも和式トイレの使い方を教えていますし、小学校でも新一年には教えていますが和式トイレで用を足すことが出来ない児童が多いのが実情です。

剣南小学校の女子に関しましては、洋式トイレに行列ができる状況があります。

以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

**○10番 (有働徳仁君)**

今後のトイレの改修の考えを教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

**○教育長 (外園哲也君)**

剣南小学校の児童数は今後も維持、または微増し学級数も増えると推測していることから、改修する方向で町財政部局との協議を行っております。

以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

**○10番 (有働徳仁君)**

今、教育長の答弁より協議を行っておりますとのことですが、洋式トイレを早急に設置するという考えがあると思いますけど、設置時期はいつぐらいを想定されますか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

**○教育長 (外園哲也君)**

今後、協議していきながら、なるべく早く予算等を取り、議会等に諮り早急に設置できるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

**○10番 (有働徳仁君)**

トイレに行列つくって困っている子供たちは多くいるという話だったので、早急に対応していただきたいなと思います。

次ですね。剣南小学校の話だけをしたのですが、鞍手町は外も小学校があると思うのですが、全小学校を洋式化にすべき考えはございますか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長（外園哲也君）

現在のところ、剣南小学校以外での小学校では大きな支障は生じておりませんが、今後とも状況を注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

今、教育長にお答えいただいたのですが、町長としては、今後、トイレの洋式化問題、どういふふうにお考えかお答えください。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

先ほど教育長が答弁したとおり剣南小学校については、急ぐというふうなお話もあっています。保護者の方又は町P連の役員の方からもお話を聞いています。早急に剣南小学校のトイレの洋式化については取り組むようにとお話をしておりますので、はっきりとした時期は、今のところは申せませんが、できれば私自身は9月議会で予算を上程できればというふうに思っていますが、そこまでの準備が整うかどうか分かりません。整い次第取りかかるということを考えております。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

1日でも早い洋式化をしていただきたいなと思います。

次の質問もあります。

小学校の統廃合について、これも以前からいろんな方が質問していると思いますが、前日も3月議会で話が上がっていたと思うのですが、この教育委員会からの報告を受け、現時点の方向性はこういったものになってますでしょうか。お答えください。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

統合小学校の建設地を南小学校敷地にするについての報告文書は、令和5年3月17日に教育長より受けておりました。その後3月27日に教育長へ剣南小学校敷地を建設地とした統合基本計画を察急に策定し、住民説明会を開催するように話をしております。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

○教育長（外園哲也君）

町長から話を受けまして、速やかに統合基本計画案を策定し5月17日から6月6日までに意見募集期間としたパブリックコメントを終えたところです。

現在、パブリックコメントに対する対応を含めた最終的な統合基本計画案を整理中であり、でき次第、鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会を経て、教育委員会により統合基本計画を決定する予定です。

そのあとに基本計画を町長及び議会へ報告し、6月末に住民説明会を開催する予定にしております。

以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

6月の住民説明会などで意見を取り入れた上で、統廃合後の場所をどこにするのかという結論を出すのか。

教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

統合基本計画につきましては、パブリックコメント及び鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会での意見を反映させ教育委員会において決定します。

住民説明会では、決定した統合基本計画を説明することとしており、住民説明会での意見を取り入れて結論を出すということは想定しておりません。

以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

三つ目の質問です。

法的期限に伴って教育委員会が出した方針に従っていくという考えで良いですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほど申し上げましたとおり3月27日に、早急に剣南小学校敷地を建設地とした統合基本計画の策定をし住民説明会を開催するように話をしておりますので、統合小学校の場所を剣南小学校とするということです。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

再度町長にお伺いします。

先ほどおっしゃった住民説明で住民の反対運動が起こらない限り剣南小学校で進めていくという認識でよろしいですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほど答弁したとおりです。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

次の質問ですが、小学校の統廃合問題について予算化されていないと思うのですが、今後の予定を教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

住民説明会が終わりましたら手順を踏んで早期に次の段階へ進めていくための予算を要求していきたいというふうに思っております。

以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

現時点で事業予算としてどの程度を想定されていますか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

統合基本計画案の段階では、校舎・体育館・給食センター・放課後児童クラブなどの建設工事費、外構工事費、解体工事費として59億円を見込んでおります。

なお、この金額は建設にかかる造成費、解体工事におけるアスベスト除去費用については次の段階である基本設計において精査するものとしており含まれておりません。

また、統合校開校までの全体の事業予算という意味ではこれからの費用のほかにも設計、施工管理にかかる費用、スクールバスやICT関連機器などの備品購入、既存の小学校からの引っ越しにかかる費用などが必要になっております。

パブリックコメントのご指摘を受けまして、現在、統合校開校までの全体事業費を精査中であり最終的な統合基本計画では全体事業費を掲載する予定にしております。

以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番（有働徳仁君）

現段階ではっきりしたことは言えないと思いますが、町としてはどの程度の予算の負担になるのか分かる範囲でいいのでお答えください。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

○教育長（外園哲也君）

基本計画案の段階で見込み59億円に対しては、国庫、県負担金及び過疎債交付税分として39億円を見込んでおり、鞍手町の自主的な負担額は20億円となります。

なお、先ほども申したとおり最終的な基本計画では開校までの全体事業費を掲載する予定であり、この中では全体事業費に対する国庫負担金などの金額、鞍手町の実質的な負担額も掲載する予定にしております。

以上です。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

この統合小学校ですが、完成予定はいつ頃ですか。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

○教育長（外園哲也君）

現計画案では、統合小学校開校は令和10年4月を予定しております。

以上です。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

次の質問ですが、統合小学校は僕も進めていったほうがいいではないかなと思っている1人であるのですが、この統廃合後の空き校舎、いろんな小学校が空き校舎になると思うのですが、その利活用の考えを教えてください。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

○教育長（外園哲也君）

廃校予定の小学校の利活用につきましては、教育委員会として現時点で具体的な考えはありません。今後、町全体の公共施設の利活用検討において、そのほかの公共施設を含めたところで検討されていくものと考えております。

以上です。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

この空き校舎問題のことも、以前お話しした「くらの郷」のことも、今後必ず利活用の問題で話しがでてくると思うので、統合小学校が令和10年4月を予定にしているということであれば、ある程度時期の目安が見えたら、現庁舎もそうですが、新庁舎が完成したら職員の皆さんも移動されると思うんですよ、その時に空きの公共施設ができるのであれば、同時進行で民間の企業に貸すのか、売るのかも協議していただきたいと思います。

この質問は以上で終わります。

次の質問です。

エクストリームスポーツ振興についてですが、これ皆さん、見たことあるかなと思いますが、鞍手町でスケボーやBMX、アクションスポーツ的な練習している子供たち、今もうオリンピックの種目にも入っています。これは鞍手の若者だけではなく、直方市だったり中間市だったり、宮若市だったり近隣の若者からも練習する場所がないと多くの相談を受けます。

そういったアクションスポーツを日頃から練習してもっとうまくなって大会だったり、オリンピックを目指したいっていう若者、愛好者の技術向上と町のアピールにつながる練習施設を町として提供するお考えはありますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

スケートボードやBMXのパーク競技については、東京五輪で正式種目となり、近隣では宗像市、中間市、飯塚市や香春町などにスケートボードパークが開設されており、新たなスポーツの種目として、競技人口が増えていることは承知をしております。

若者向けのこういった新たなスポーツへの取組や、高齢者向けの健康寿命を延ばすためのスポーツなどの取組を推進していくことは、鞍手町をより魅力あるまちにいくために重要な取組の一つであるとの考えは持っております。

私自身、最近テレビでもよくこれが放映されておりますので、すごく興味を持っておりますし、本当15歳ぐらいの子供たちが金メダルを取るといようなことはよく報道されておりますので、この競技については興味を持っております。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

#### ○10番 (有働徳仁君)

では、町として今後どう考えていくのか町長の今のお考えをお聞かせください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

ただ、町内にどれぐらい競技をされている人がいるのか、または需要があるか等は把握が出来ておりませんし、個人の方だけを対象とした場所の提供などについては管理などでなかなか難しい一面があると思います。

今後、町に競技団体が設立されるなど機運が高まってくるような状況があれば検討していきたいと考えております。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

トイレの問題だったり、統廃合の問題だったり、このスケートボードの問題、これらを担っていく子供や若者たちのために少しずつでもいいので、ちょっとスピード感持って計画を立てて進んでいってほしいなと思います。

以上をもちまして自分の一般質問を終わります。

○議長（的野信之君）

以上で、有働憲仁議員の質問を終了します。

○議長（的野信之君）

次に、12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。

○12番（西藤典子君）

12番です。

通告に従いまして、質問いたします。

まず、12月議会で質問いたしました「くらじの郷」の旧入浴施設の再開の件でございますが、その後12月時点で要望になった方々以外の方からもかなりの方からあの件はどうなっているのかという質問を受けます。施設は私たちの大切な社交場であった。ぜひ復活させていただきたいなどと言われております。

あのおとき町長からは今後の可能性の一つとして検討したい旨の答弁をいただきましたが、その後、状況はどうなっておりますでしょうか、何か進展等ありましたらお尋ねいたします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

ご質問の入浴施設の再開につきましては、今議員が言われたとおり令和4年12月議会でも答弁させていただきましたが、現時点では特段の進展はありません。

答弁の繰り返しにはなりますが、くらじの里の利活用については庁舎移転までの間に、

避難所再配置の検討を含め準備を行ってまいりますので、入浴施設についても利活用の可能性の一つとして検討は行っていきたいと考えております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

前回の質問時に担当課からいただきました資料では平成19年当時、年間約6万1000人以上の町内の入館者がいらっしゃった。ところが、その2年後の平成21年には約半数の3万人弱に減り、その後平成25年には2万5000人弱。その後は平成26、27、28年では約2万2000人で推移し29年度中の廃止検討準備に至ったということでした。

廃止当時、年間営業日300日としまして、1日約80人の利用ということでしたが、その後の社会情勢の変化、また高齢者やひとり暮らしの増加も考えられまして町の福祉施設としての必要を改めて検討する必要を感じますが、いかがでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

この施設の福祉施設としての利用の推移については、私は承知をしておりますし、私自身、当時議員でもありましたし、この入浴施設、福祉施設についての廃止についてはむしろ私としては反対をした立場です。

この数字については、私は議会の中でも指摘をしております。

しかし、残念ながら当時議員でしたが、これを町の行政が進めることに対して残念ながら覆すことが出来ずに廃止に至ってしまいました。非常に残念です。

当時ボイラーを変えれば数千万円で済んでいたところですが、一旦廃止をしてしまいますと全て配管から更新していくというようなことになりまして、かなりの費用がかかるようになります。議員がおっしゃることについては私自身も承知はしておりますけれども、なかなか今廃止に至って数年がたった後にすぐに復活ということは難しいという状況です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

3番目の質問です。

地域公共交通網形成計画に関わるアンケートということで、また質問する準備をしておりますけれどもアンケートが取られるわけですね。そうすると、もし将来復活すると

というようなことになれば、送迎バスの運行も必要となってくるということも考えられます。

だから、するかしないかは分からないにしても、そのための資料としてこの件についてのアンケート調査をどのぐらいの方が必要とされているのか。どのぐらいの方が復活すれば、利用されようとしての回数とか、そういったことを資料として取るためにも、せっかくアンケートが町として取り組まれるわけですから、アンケート調査を同時にされたらどうだろうかという気持ちを持っておりますが、その点はどうぞごめいましょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

アンケート調査につきましては、鞍手町の地域公共交通会議の中でアンケートをとるようになっております。

また、今廃止になっている施設についてどうするかっていうよりも、まだ福祉センターとして機能しておりますので、福祉センターとしてのアンケートをとるということはあるかもしれませんが、先ほど答弁しましたように、地域公共交通会議の中でアンケートの項目については検討するようになっておりますので、ここで私がこうするということにはなりません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番 (西藤典子君)

その点はもし出来ましたらせっかく町内挙げてアンケートをとられるわけですから、何か少しでも資料になるようなものが得られればと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

自衛隊への個人情報の提供についてお尋ねいたします。

5月11日付の西日本新聞の記事に接しまして大変驚きました。

記事によりますと、自衛隊は採用活動で市町村が管理する住民基本台帳をもとに18歳や22歳の人をリストアップし、自宅に募集案内を送るなどしている。行政上の必要がある場合、国には台帳の閲覧が住民基本台帳で認められ、自衛隊の担当者が市町村役場で書き写せば対象者の名前や住所把握ができる、ちょっと中略しますが、名簿で提供しよう要請した。特に、令和元年、2019年度には当時の安倍晋三首相が、6割以上の自治体が防衛省の求めに応じないなどと提供を拒む市町村を批判した。

そこで、防衛省は働きかけを強め、同省の調べでは令和4年度、2022年度、昨年、

全国で最多となる6割超の市町村が名簿を提供したとあります。

そして、西日本新聞の取材では、22年度、昨年に提供したのは、福岡県内では22市町村で県内の全体の37%が応じている。

その中に鞍手町が記載されている。以前、福岡市でこの問題が起こりましたときに、私から鞍手町の状況をお尋ねしましたが、そのときは提供していないと答弁されました。

そこでお尋ねいたします。

いつから名簿を提供しているのでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長 (岡崎邦博君)**

この件につきましては住民環境課長に答弁させます。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

**○住民環境課長 (大村俊夫君)**

お答えいたします。

鞍手町では、令和3年度より名簿を提供しております。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

**○12番 (西藤典子君)**

提供名簿の具体的内容ですね。

項目とそれから提供の対象者数はどうなっておりますかお尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

**○住民環境課長 (大村俊夫君)**

お答えいたします。

名簿の内容ですが、その年度に18歳、22歳になられる方の氏名、生年月日、性別、住所の4情報となっております。令和5年度に提供した人数は243人です。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

**○12番 (西藤典子君)**

提供するに至った経緯、理由をお尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

**○住民環境課長 (大村俊夫君)**

お答えいたします。

令和3年2月防衛省人事教育局、人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長の連名で自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてという通知がありました。その中で、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の写しを用いることについて住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとされており、その後、令和3年度より、自衛隊に名簿を提供しております。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

### ○12番 (西藤典子君)

西日本新聞の記事の中にもありますが、提供を断る市町村は法的根拠を疑問視するとあります。住民基本台帳法11条には、市区町村による目的外の利用や外部提供についての定めは一切ございませんね。

それから、今通知があったとおっしゃいましたけれども、防衛省からの通知などというのは技術的助言にすぎなくて、応じなくても不利益な扱いがされないということです。

現にその記事にもありましたが、直方市、飯塚市、中間市、桂川町、糸田町近隣だけ、水巻町などは基本台帳の閲覧にとどまっているわけです。

なのに、鞍手町が応じたその理由をお尋ねしたい。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

### ○住民環境課長 (大村俊夫君)

令和3年2月の通知以降、名簿を提供しているのですが、すいませんその当時の協議の経過等をこちらに資料ありませんので詳細は判断しかねるんですけども、その後、鞍手町としては何も問題を生じてないという、技術的助言を参考として提供に至っております。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

### ○12番 (西藤典子君)

その文書には、使用目的として具体的にはどういうことが書かれているのでしょうか。また通知の宛先は誰になっておりますか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

### ○住民環境課長 (大村俊夫君)

お答えいたします。

利用目的としましては、自衛官等の募集対象者である「男子、女子、日本人に限る」

に対して、自衛官募集に関する案内の送付等に利用するためとなっております。

宛先としましては鞍手町長宛となっております。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

問題はないとのことですが、町内において一切問題は起こっていないのでしょうか、お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

現在のところ、名簿の提供に関して問題等は起こっておりません。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

それを自衛隊に提出後、個人情報はどう処理されているのか確かめておられますか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

名簿の提供時に自衛隊より誓約書をとっており、その中では、取得した個人情報につきましては、翌年度の4月1日に細かく裁断し廃棄することと明記されており、それに従っているものと思われま。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そういうことであれば、漏えいというようなことは無いであろうと思いますけれども、もしそのような他の目的に使用したり、漏えいしたということとなった場合は、責任の所在はどこになりますか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

先ほど申しましたように誓約書の中には、この取得により生じた問題は自衛隊が責任を持って解決すると制約されております。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ところで本年度、令和5年度はもう提供されているのでしょうか、お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

令和5年度につきましてはもう既に提供しており、その人数が243人となっております。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

安法制が制定され、そして自衛隊には戦死の可能性が生じております。

今や新しい戦前という言葉がクローズアップされている状況でございます。

そのような状況の中で本人も親も知らないうちに個人情報自衛隊に手渡されているという現実憤りを覚えています。

今後どう対応されるおつもりでございましょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

自衛隊は我が国の防衛のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、我が国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っています。

そうした中で自衛隊法では第97条で都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとされており、自衛隊法施行令では第120条で防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関する必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができるとされております。地域の情報を的確に把握している市町村はその事務を担う必要があると考えており、今後も自衛隊の求めに対し法令等に沿って対応していきたいと考えております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

求めることができるということと、提出しなければならないということの違いを説明ください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

もちろん求めることができるということでもありますので、その求めに応じるかどうかということでもあります。それで鞍手町としては法令に従って求めに応じて提供しているということです。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

本人や保護者はそのことを知っておりますか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長 (大村俊夫君)

この内容につきましてはご家族等にはあえて通知等はしておりません。

以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

個人情報本人が知らないうちに提供されるということの重大性をどう考えていらっしゃいましょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほども答弁したとおり、求めに応じて法令上は提供することができるというふうになっておりますので提供しております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

戦前、戦中ですね。

地方自治体は徴兵制を担って有無を言わず戦地に若者を送り出した、そういう歴史があります。

しなければならぬとも言われてないのにね、しかも本人も親も知らないうちに町が自衛隊に氏名を提供するということ。

これ、おかしいと思いませんか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほども答弁したとおり自衛隊は国だけではなく、国の内外に対して災害派遣等の重

要な任務を今、担っていただいているという認識でもあります。

特に昨今のこの気候変動によって災害の多い日本でもあります。

その際には、いち早く自衛隊員の方たちが災害復旧のために、私たちの生活、生命、または、安全安心のために、ご尽力をいただいております。そういった意味からしても、私は自衛隊のお求めに応じることが必要だろうというふうに考えております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

安保法制が制定される前はそれでよかったかもしれません。

しかし、今や安保法制があり自衛隊はいつなんどき戦争に赴かなければならないか分からない状況なのです。戦死する可能性があるのです。そういう状況を踏まえられたら、そんな答弁は出てこないのではないかと私は思います。

地方自治体っていうのは、国民の命と暮らしを守る最後の砦なのです。

まだ頑張っているところがたくさんあるじゃないですか。そういうことを強制する社会になったらもうお終いですよ。そうならないように、私たち全力挙げなきゃいけないのだけど、まだ福岡県は37%ですよ。そのときに鞍手町がなぜ、資料を提供するのか。やっぱり町長は、町民の命と暮らしを守る最後の砦として、自覚をしっかりと持たれてたとえ最後の1市町村になるなってときもですね、頑張る。

若者を戦場に追いやって命を落とさせるようなことには協力しないとひとつ思っしてほしいと思いますよ。

そういう町長でなければ、私たちは信頼することが出来ません。

何とかその頑張りを見せていただいでですね、今後の対応を考えていただきたい。

これ以上ここで言っても無駄かもしれませんが、私はそういう願いを持っております。知らないですからね本人たちも、親御さんもお存じないのですよこの事態を分かたらどう思われますか。大きな声が上がってくると思いますよ。

だって今ね、テレビの番組である方が、新しい健全と言われたらそれはもうパーッと広がってですよ。

今、拡大増税ということも、今の政権を推し進めようとしているときですよ。

何とかね。踏ん張ってほしい。守ってほしいと私は思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

私は国民の生命と安全、また健康、財産を守るために自衛隊は今必要だというふうに

感じておりますので、引き続き名簿の提供については求めに応じていこうと思っております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

よく町民の皆さんの声に耳を傾けていただきたい。

先ほどから言いますように、災害のための自衛隊等という状況じゃなくなっているんです。もう今、日本の各地域の自衛隊基地が地下化され、シェルター化されて、そしていつ爆撃があってもいいようなそういう体制にどんどん進んでいるんですよ。

そういう中で自衛隊、鞍手町の若者をそういう危機にさらすようなことは、最後の1人になっても踏ん張って頑張っていたきたいと重ねて申しましてこの質問を終わります。

最後に、地域公共交通の形成計画に係るアンケートについてですが、12月議会の答弁で令和5年度中に実施予定と伺いました。

進捗状況はどうなっておりますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

現在策定している地域公共交通網形成計画にかわる計画として、町では今年度新たな地域公共交通計画を策定することとしております。

この計画の中で、利便性が高く持続可能な公共交通を検討していくため、町の公共交通の現状の問題点や課題を分析するとともに、業者等のニーズを把握する必要があることから、住民等を対象としたアンケート調査を実施することとしておりますが、今月22日に開催を予定しています鞍手町地域公共交通会議の中でアンケートの実施期間等を決定していくこととしております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

その後の予定はどうなっておりますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

アンケートを実施した後については、先ほど言いましたように地域公共交通会議の中で進めていこうということになっております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番（西藤典子君）

アンケートの実施時期は、どういう見込みでございましょうか。

（都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める）

○都市整備課長（西生卓矢君）

お答えいたします。

先ほど町長が申しましたとおり、地域公共交通会議の中でアンケートの内容、その実施期間等を決定していくこととなりますので、現在は決まっておりません。

以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

今の段階で予想され、いろいろ現状があって、その必要があってアンケートに取り組みもとされているわけですから、今予想される質問事項などをもし想定されておりましたら、お聞かせ願いたいと思います。

（都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める）

○都市整備課長（西生卓矢君）

お答えいたします。

何度も繰り返しになるのですが、アンケートの質問事項につきましても、今後の鞍手町地域公共交通会議で決めていくために、現在内容を検討しているところでございます。公共交通利用者はもちろん、高齢者から学生までを対象とした、幅広いアンケート調査を実施し、計画に反映ができればと考えております。

以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

アンケート調査っていうのは質問の設定によって随分結果が変わってくるんですね。だから町民の皆さんの要望ができるだけ結果にあらわれるような設問事項、質問事項をぜひ入れてほしいということ言っているわけですが、私がいろいろ町民の皆さんの声を聞く段階で、小中学校はスクールバスは完備して申し分ないけど、高校に行く子供たちが非常に難儀されておると。ご高齢のおじいさんとおばあさんとかが、もう免許返納したいんだけど孫を送り迎えしないといけないから返納出来ないと、そういう悩みをおっしゃっておいりましたし、それから、停留所だけに停まるもやタクシーも行きはいいが帰りはもう、買物の荷物があって、とてもじゃないけど歩けないのに、停留所に

しか停まらなくて、自分の家がある前にあったのに、通り過ぎて、何か自分のうちの近くで乗り降りできるようなタクシーに出来ないのだろうかというような声も聞きました。

また、地域、自治体によっては、高校生の通学支援バスをつくってるとか、あるいは社協が行っているらしいお買物バス、それから電話1本で戸口まで迎えに来てくれて、路線バスとの接続もできるようなこととか、そういったことも参考にされて、質問事項をつくっていただいたらなと思ってるんですが、それから、もうついでに言いますと近隣のですね市町村の例などは参考にされておりましたでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

今回の計画策定に当たり、近隣自治体の事例等も調査することになるかと思えます。

近年は時刻表や決まった運行ルートがなく予約状況に応じて、人工知能ですか、効率的な配車運行ルートを決めるAI活用型オンデマンド交通を取り入れている自治体が増加しており、そういった事例を踏まえたアンケートを検討していきたいと考えております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番 (西藤典子君)

ぜひそうしていただきたいのですが、近隣の例としては、嘉麻市が利用者実態の把握と分析、バスの昇降者数を分析し時間帯によって利用する年齢層の違いとか、そういったことを分析した結果、実態に応じた路線や運行の仕組みを実現し、バスの利用者数は約1.7倍になったということも聞いております。ぜひこういったことも参考にさせていただいてアンケートの質問項目に入れていただけたらなと思えます。

それと、ついでに言いますと、最近免許返納した方が、やっぱり一般公共交通機関をあまり使用してないんですね。私の近くでもシニアカーに乗換えられる方は目立っております。だから、この方たちに対してシニアカーを利用するに至った理由とかね、そんなことを聞いていただいたら、より一層町民の皆さんの気持ちが反映できるものになるのではないかと思います。そういった項目も入れていただけますでしょうか。お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

何度も先ほどから答弁しておりますように、項目については、今後、地域公共交通会議の中で決めていくということになります。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

このように、広くきめ細かく町民の声を収集いただきまして、町民の要求、要望に沿った移動機関の実現にたどり着くことができるように最大限の努力をお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長 (的野信之君)

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩いたします。

—— 休憩 13時55分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時10分 ——

○議長 (的野信之君)

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

4番議員宇田川亮議員の質問を許可します。

○4番 (宇田川亮君)

はい、4番。

改選後初めての一般質問です。また4年間、毎回やっていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

通告に従いまして、2点について質問いたします。

1点目は、学校給食費の無償化についてです。

4月に行われた町会議員選挙において、私は学校給食費無償化を公約の一つとして掲げました。この点について、子育て世代を中心に強い共感と期待の声が寄せられています。

安過ぎる賃金、社会教育費負担に加えて空前の物価高の中で切実な要求です。

そして、学校給食費無償化には三つの大義があります。

第1に、義務教育無償という憲法原則から当然の要求であること。

第2に、教育費の負担軽減は、子育て世代の強い要求であり、日本社会の大問題であること。

第3に、学校給食を通じた食育の推進は国と自治体の責務であることです。

そこでお尋ねしますが、義務教育無償の範囲について学校給食費も含まれることを文部科学省も認めています。町長、教育長はどういう認識を持たれているのか、お答えください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長（外園哲也君）

学校給食費無償化につきましては、学校の設置者と保護者との協力により学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの学校給食法の立法趣旨に基づき、学校設置者において検討されるようになっております。

義務教育に係る費用の負担軽減につきましては、重要なことであるということは十分理解しておりますが、学校給食法第10、11条の経費負担の規定にのっとり食材費以外は町が負担していますので今のところ無償化の考えはありません。

以上です。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

今、教育長が答弁したとおり私も教育長の考えと同じです。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川亮君）

ちょっと質問に答えられてないですね。

義務教育無償化、この範囲を憲法では認めている。

文科省も認めている。その範囲について学校給食費も、義務教育無償化の中に入っているのか、その認識はあるのかって聞いている。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長（外園哲也君）

義務教育無償化についてでございますが、昭和39年に最高裁の判決で出ておりますが、義務教育の無償化の範囲につきましては、授業料不徴収の意味を回避するというのが相当であるというふうな判決が出ております。

しかしながら、そのあと教科書無償化等々出ておりますけども、保護者の負担軽減ということに関しましては、給食費に関しましても範囲には入るとは思いますが、今のと

ころ現段階におきましては無償化の考えはありませんということです。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

国会での文科省の答弁等を紹介します。

義務教育の無償の範囲について、これはもう72年前、1951年の答弁ですけど、まずの中で憲法に定められております義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現いたしたい。

政府としての根本的な考え方と、現在は、授業料でございますが、そのほかに教科書と、それから学用品、学校給食費というふうな、なおできれば交通費というふうなことも考えております。これは1951年の政府答弁。しかしながら、2018年、5年前の12月6日ですね。参議院文科省の委員会での委員の質問で、この件については、今も見解は変わっておりませんという文科省の答弁がっております。ということは、義務教育無償化の無償の範囲は学校給食費も含まれるというふうに政府は考えている。

今、このことについて認識を改めてほしいと思いますけれども、町長と教育長の認識を再度お伺いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

1951年の答弁につきましては、私は承知をするところではありませんし、また2018年の参議院委員の答弁についても、承知をしているところではありません。しかしながら、今、宇田川議員が答弁を言われて、政府としてもそういう考えを持っているというようなことであるならば、また政府として、今、学校無償化についても、いろいろと様々研究、調査をしているというようなことであります。

私自身はこれについては、やはり国の制度として答弁があったように学校の給食費の無償化については、国の制度として取り組むべきものかなというふうに思います。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

義務教育無償というその範囲について学校給食費も含まれるという認識を改めていただきたいというのが、一つの趣旨です。

先ほど教育長が言われました学校給食法の11条、これを根拠にしてね、ここ、食材費については保護者が負担するというこれが根拠になっているわけですがけれども、この

間のこの中でもですね、地方交付金の中でも政府は学校給食費を無償にする、その中に、交付金充てていいですよという項目にも入れているわけでしょ。で、2020年の10月7日、日本共産党の小池晃書記局長の参議院での代表質問に対して岸田首相は、保護者が負担する学校給食費を自治体等が補助することを妨げるものではないと無償化については、自治体において適切に判断すべきものと答弁をされておりますが、この点については御存じですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

私はこのことについては承知をしておりません。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

承知はされてないでしょうけども、実際に鞍手町も短期間ではありますが学校給食費を無償化にしてきたということは事実としてあるわけでしょ。そうすれば、義務教育無償の中に学校給食費の無償化も入るし、先ほど町長が政府としてやってほしいというようなことも言われていましたけども、今のところ岸田首相は自治体において適切に判断すべきというふうにも言われています。

次に行きますけども、「学校給食を通じた食育の推進」これについては、以前から町長も学校給食は食育だというようなことは申されてありましたけれども、この食育の推進は国と自治体の責務である。この認識について、町長と教育長の答弁をお願いします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食などの食生活の乱れや肥満痩身傾向など子供たちの健康取り巻く問題が深刻化されています。

また、食を通じて地域などを理解することや食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要です。

こうした状況を踏まえ平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本計画が制定され、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう各学校において教育指導計画にのっとり関連教科などで年間を通して計画的に食育を実施しております。

また、栄養教諭とも連携して食育の生きた教材となる学校給食を活用し、食に関する指導の充実に取り組んでおります。

このように食育というものは、教育の一環というふうに考えております。
以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

今、教育長言われたとおりですね・

2005年に食育基本法が制定されて、これを受けて学校給食法が改正されたわけですよ。それでも、食育の推進という特に食育基本法の点について子供たちに特段のことが述べられているんですよ。子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要である部分ということが、食育、この基本法の中で言われて、それを受けて学校給食法で、特に第5条でもしっかり食育の推進ということは自治体の責務としても言われてあるわけで、先ほど教育長が答弁されたような内容で実施されているということです。

それを踏まえてなんですけど、当福岡県内における学校給食費無償化の状況、現在どうなっているかっていうのを教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

この件につきましては、教育課長に答弁させます。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長 (森永健一君)

お答えいたします。

福岡県における給食費の無償化については、令和5年度学校給食費補助等状況調査というのがあっておりましてその中で、恒久的に無償化している自治体が1自治体、一次補助が20自治体、無償化等の実施なしが39自治体となっております。

また、令和5年度だけの一時的な措置として、無償化を実施している自治体が3自治体、一部補助が24自治体、無償化の実施なしが18自治体となっております。

なお、これが4月の時点の調査となりますので、この後にコロナの臨時交付金等を財源といたしまして補正予算で年度途中から無償化や一部補助を実施している市町村も財源がっております。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

これまで、大任町が学校給食費の恒久的な無償化、今年の4月からは小竹町も完全無償化になりましたよね。

今、どんどん学校給食費の無償化っていうのが広がってきている状況です。

では、町内の生徒児童数、そして要保護、準要保護の数、また準要保護の基準についてお尋ねをいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長 (森永健一君)

お答えいたします。鞍手町の児童数は693名、うち要保護認定数は18名、率は2.6%、準要保護数は144名で、率は20.8%です。

また、生徒数については387名、そのうち要保護認定数が13名、全体の3.4%、準要保護数は93名で24.0%です。小中合計で要保護認定数は31名、全体の2.9%、準要保護数は237名で21.9%です。

また、準要保護の基準につきましては、生活保護における最低生活費の1.5倍未満が、認定の基準となっております。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

準要保護基準1.5なんですね。分かりました。

学校給食費を完全無償化した場合の、町の負担分かりましたら教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

現在、使われております給食費でございますけども、6000万を超えるというふうな値が出ております。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

このうち準要保護、要保護の1部分も含まれているということかと思っていいですか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

準要保護、要保護のお金のほうも入っているというふうになっております。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

とすれば完全無償化にした場合の負担増の部分は、現在、要保護、準要保護でもう既に負担はされてあるわけで、その分を引いたら、負担増の分はどのくらいになりますか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

約5000万以上というふうになります。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

第一発目の質問から、もう学校給食費を無償化しませんと教育長からも言われましたけれども、しかしながら「教育費の負担軽減を図るために学校給食費を恒久的に無償化する」こういう自治体もどんどん増えてきているわけで、全国的にもうこれ広がっているわけですよ。そういった中で、町長は今年の10月から子供の医療費の無料化を、18歳高校卒業まで完全無料化するというのも、おっしゃられて予算もつけられています。

やっぱり子供たちのことを考えて教育費の負担を軽くすると、現状、物価高なども見れば、やっぱそれは私も当然のことだろうと思うし、町長も子供たちのためにやってこられたんだろうと思いますけども、学校給食費も恒久的に無償化する、その考えについて、答弁をお願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

私自身も子供さんたちや、また子育て世帯に対しての思い入れは強くあります。

今、宇田川議員が言っていただきましたように、今年の10月からは医療費を18歳まで完全無料化するというふうに制度としても整えていくようにしておりますが、学校給食の無償化についても臨時交付金を使って2度ほど3か月無償化を行いました。

また、令和5年についても給食費の増加分については町で負担するという事で値上げをしないように考えて実際に取り組んでおります。ただ、各自治体の財政状況を考えてみますと、それぞれ無償化できるところとそうじゃないところと、財政状況にかなり違いがあるように感じております。

先ほどの要保護、又は準要保護世帯の数についてもそうですし、鞍手町にはないよう

な財源を持っているところもありますし、大任町については「さくら街道」の道の駅の収益を充てるというようなことになっているようです。そういった財源の確保ができるところと、なかなかそれが難しいところ、将来にわたって大きな事業を抱えているような自治体、様々な財政状況に違いがあるわけで、なかなか一概に同じように、足並みを揃えて学校給食を無償化するということが難しいというふうに考えております。

鞍手町におきましても、今大きな事業を幾つも抱えているというようなこともありまして、なかなか今すぐ恒久的に学校給食の無償化に取り組むというようなことについては難しい状況にあるということです。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

周りが全部無償化を進めていってもそれはやらないということですか。

町長前向きに考える気持ちはありませんか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

これは自治体の性といいますか、周りが取り組めばどうしても足並みをそろえていくというようなところがあります。そこにある意味、財政力があるところとそうじゃないところに大きな違いが出てくるわけで、それがまた住民にとっての格差になってくるといふふうにも思います。非常にそこは難しい判断になると思いますが、今ここで、すぐに各給食の無償化に取り組むというような答弁が出来ないということで、先ほど教育長の答弁もあったように、今のところ無償化は難しいという状況であるということです。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

小竹町が今年4月から完全無償化になりましたけども、町長が公約として学校給食の無償化ということでやってきたわけで、あそこになんの財源があるからこれ使ってとかいうことじゃないですよ。町長の政治姿勢で学校給食費を無償化にしますということで、それを実現させたわけですよ。だからこれは岡崎町長の政治姿勢に関わってくるんじゃないですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほど言いましたように、小竹町の子供さんたちの状況、いろいろと先ほど保護だとか準要保護の状況もありましたが、また小学校の統合についても小竹町は3校を1校に

統合するということですが、大規模改修にするというようなことの話も聞いております。

自治体で取り組む方法もいろいろ違いますので、比較してどうだっというふうなことにはならないというふうに思います。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

比較してと町長が先に言ったんですよ。

そこそこの財政状況が違う。

町長が言われたから政治姿勢のことを私は言ったわけですよ。

町長の考え方一つでできるできないかかわってきます。

先ほどのトイレの問題もそうですけど、例えばね、本当に教育費の負担を減らすと、そのために何とか捻出していきたいというふうに思うのであれば、いきなり全部無償化にするのは出来ないけれども、例えば父子家庭の部分、それから準要保護が先ほど1.5倍って課長言われましたけれども、就学援助の子供さんについては、例えば学校給食費については2倍までにするとか、そしたら、いきなり5000万、6000万を使わなくても、ある程度本当に困ってあるっていいですか教育費の負担が本当に大きいところにまず焦点に当てて、学校給食費を無償化にしていくとかという考え方もあるわけですよ。

だから、そういうのも含めてね、前向きに検討していただきたいと思いますけどもう一度答弁をお願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほどの質問からしますと、もう完全無償化というのが前提としての質問がずっとあったように思います。今、宇田川議員のほうから提案として、無償の方法としていろいろな方法があるんじゃないかというような提案がありましたので、その提案も含めて今後検討していきたいと思えます。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

それは最後の目標は完全無償化ですから、それは最初から言いますよ。

町長に成り代わって私言いましたので、ぜひ前向きに検討してください。

次に行きます。

二つ目にマイナンバーカードについてお尋ねします。

6月2日に、マイナンバー法改正案が自民公明の与党、日本維新の会、国民民主党の賛成多数で成立しました。

健康保険証と一体化したマイナカードに別人の情報が登録されていた誤りは医療事故を起こしかねない危険なトラブルでもあります。これが7300件以上も起きています。

また、総務省が9日に発表したマイナポイントの誤った付与について行った調査の中間報告でも、全国133の自治体で173件に上っていると公表をされております。

公金受取口座で、本人以外の家族名義と見られる口座が登録されたケースも約13万件確認されております。

そこでお尋ねしますが、現在の鞍手町におけるマイナンバーカードの普及率、そして、銀行口座及び健康保険証との紐づけの状況について教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

この件につきましては、住民環境課長に答弁させます。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長 (大村俊夫君)

お答えいたします。

鞍手町の普及率ですが、5月末現在でマイナンバーカードの申請件数が1万2292件で申請率80%。

マイナンバーカードの交付件数が1万592件で、交付率69%となっております。

マイナンバーカードへの公金受取口座の登録及び健康保険証としての利用申込み件数については自治体別の数字は出ておりません。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

銀行口座と紐付けとか保険証の紐づけについては町でも分からないということですか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長 (大村俊夫君)

お答えいたします。

全国の件数は出ていますが、自治体別の数というのは出ておりません。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川亮君）

自治体として、交付申請等にこられた方に案内してやるとかいうこともされていない
ですよ。そしたら、それも分からない。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

住民系の窓口でマイナンバーカードの公金受取口座の登録であったり健康保険証とし
ての利用の登録のサポートはしているところではあるんですけども、それが鞍手
町の住民の方、皆さんのサポートしているわけではなく窓口でそのサポートの依頼があ
った場合にサポートしておりますので、全体数としては把握しておりません。

以上です。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

分かりました。

次に、個人や医療機関等からの相談や苦情はなかったのか、また誤入力やトラブルの
状況についてもありましたら教えてください。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

マイナンバーカードに関するトラブルにつきまして、現在まで鞍手町においてマイナ
ンバーカードの登録内容について誤りがあったとの相談、苦情等は上がっておりません。
また、報道を受けてマイナンバーカード制度の不安を訴える相談等も現在のところあ
っておりません。

以上です。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

鞍手町には、独立行政法人のくらて病院がありますけれども、くらて病院はこのシス
テムが導入されている。

ちょっと急で申し訳ないけど、分かれば教えていただきたい。

もし導入されているのであれば、そこでいろんなトラブルがあるんじゃないだろうか
というふうに思うわけですけども、その点についても分かれば教えてください。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長 (大村俊夫君)

お答えいたします。

くらで病院のほうでマイナンバーカードの保健所の対応というのは現在も行っているということです。

詳細については確認しないと分からないところがございます。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

くらで病院等でトラブルがあったとかいうことは、今現在は把握してないということですね。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長 (大村俊夫君)

住民環境課のほうでは現在把握しておりません。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

最後行きます。

全国保険医団体連合会は9日マイナ保険証による医療現場のトラブル調査、これの中間集計結果を発表しました。回答があったシステムを運用している医療機関6062件のうち、トラブルありが39299件、全体の64.8%も発生していることが分かっております。

連合会は厚生労働省にオンライン資格確認義務化延期とシステム改善を求めてきましたが、一向に改善せず見切り発車された。

健康保険証廃止と医療現場の訴えを無視し、トラブルを招いた政府与党の責任は重大だと語っています。マイナカードの取得はあくまでも任意ですけれども、保険証廃止となれば全ての国民がカードの取得と保険証との一体化を事実上強制されることになりま。病気や障害のため、自分で手続きが難しい方もおられます。特養ホームなどでは、管理者がカードの保管や暗証番号の管理の責任を負われ、情報が流出すれば処罰もありうる重い負担となっております。保険証の廃止は問題が次々に噴出し国民皆保険制度の根幹を脅かすまさに命に関わる大問題です。

町として、保健証廃止はやめるよう国に強く働きかけるよう要望しますが、町長の考えをお聞かせください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

国が2024年の秋に保健証を廃止しマイナンバーカードに一本化することが決定している中で、現在、全国でマイナンバーカードに関するトラブルが相次いでいることは承知をしております。

特に保健証に関する情報の誤りは、命に関わる重大な事故を招く恐れがあるとも思われます。国に対し、保健証の廃止をやめるよう要望する考えは私自身今のところはありませんが、保健証を廃止しマイナンバーカードへ一本化するに当たっては、他の市町村と連携しながら町村会を介するなどして国民が抱えている不安の解消、よりしっかりとした制度設計、丁寧な説明などを国に要請していく必要があると考えています。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

今、全国的にこの問題については保険証との紐づけの問題については、すごい不安と不満が広がっているわけですよ。実際、医療現場でも大変なトラブルもあるし、時間もかかる。ましてや無保険状態になっている方も出てきている。

タイムラグとは、河野大臣は言っていますけれども、そういった中で保健証を何で廃止する必要があるのか。マイナンバーカードは任意ですよ。

だけど保険証は、国民皆介護保険ですから、ここは物すごい矛盾を抱えて、しかもこれは本当に命に関わる大問題ですから、ただ単に連携してじゃなくて独自でも国もこれはもうやめろと、保健所の廃止をやめろと、併用はいいけどやめろ、そして市町村の連携もやっていく一緒に国に要望していく。

そのぐらいやってくださいよ。

もう、町民の命を守ってくださいよ。先ほど自衛隊の問題ないけど、ぜひお願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほども答弁しましたとおり、多くの問題を抱えているということも承知をしておりますし、国民が不安に思っているということも承知をしております。

しかしながら、その不安を解消するためには、しっかりとした制度設計が必要である

というふうにも考えておりますし、国民の不安を解消するために丁寧な説明も必要であるというふうにも思っております。

そういうことを町が言うよりもやはり町村会として、またはむしろ言うならば地方6団体が団結して国のほうにも要望していくということが何より国を動かすことにつながるのではないかというふうに考えます。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

町長、町民の代表ですよ。

そしたら私自身個人的にはやる、やめろとは言いませんけど、みんなと一緒にだったらやりますとか、そんなことじゃ駄目じゃないですか。もうシステムを改善して、うまくいくということはもう破綻しているんです保険証の廃止という問題は。

ですから、今こそ町長が気概を見せて、私一人でも国に要望書を出します要望します。県にも要望します。一緒にやりませんか町村会でいいです。

そういう、活動というか、動きをしてもらえないだろうか。町民、町の代表として、ぜひお願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほども答弁したとおり、理事長の声も恐らくは県、国も大切にしてくれるというふうには思いますが、やはりそれを実効あるものにするには先ほど言いましたように、全国の町村会であったり、市長会であったり、知事会であったり、ある意味地方6団体がまとまって要請していくということのほうの方が大事だろうというふうにも考えておりますので、福岡県の町村会の会長が今度変わりましたが、その会長にはそういう話はしていきたいと思えます。

○議長 (的野信之君)

以上で、宇多川亮議員の質問を終わります。

この際、休会についてお諮りします。

明日13日を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって明日13日を休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 14時34分 —

| 令和5年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号） |                   |       |          |          |      |          |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 令和5年6月14日                |                   |       |          |          |      |          |
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |       |          |          |      |          |
| 開閉会日時<br>及び宣告            | 開 会 開 議           |       |          |          | 議 長  |          |
|                          | 令和5年6月14日 午後1時00分 |       |          |          | 的野信之 |          |
|                          | 閉 会 開 議           |       |          |          | 議 長  |          |
|                          | 令和5年6月14日 午後2時13分 |       |          |          | 的野信之 |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名  | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 許斐英幸  | 出欠       | 11       | 栗田美和 | 出欠       |
|                          | 2                 | 田中二三輝 | 出欠       | 12       | 西藤典子 | 出欠       |
|                          | 3                 | 星正彦   | 出欠       | 13       | 篠原哲哉 | 出欠       |
|                          | 4                 | 宇田川亮  | 出欠       |          |      |          |
|                          | 5                 | 野口美恵子 | 出欠       |          |      |          |
|                          | 6                 | 新谷留晴  | 出欠       |          |      |          |
|                          | 7                 | 的野信之  | 出欠       |          |      |          |
|                          | 8                 | 石井大輔  | 出欠       |          |      |          |
|                          | 9                 | 許斐潤一郎 | 出欠       |          |      |          |
| 10                       | 有働徳仁              | 出欠    |          |          |      |          |
| 出席 13人<br>欠席 0人<br>欠員 0人 |                   |       |          |          |      |          |
| 会議録署名<br>員               | 3                 | 星正彦   |          | 4        | 宇田川亮 |          |

|                                        |             |       |    |                          |      |    |
|----------------------------------------|-------------|-------|----|--------------------------|------|----|
| 職 務<br>出 席                             | 議会事務<br>局長  | 広瀬真一  | 出欠 | 議会事務<br>局次長              | 加藤優  | 出欠 |
|                                        | 町長          | 岡崎邦博  | 出欠 | 副町長                      | 浅野彩  | 出欠 |
|                                        | 教育長         | 外園哲也  | 出欠 | 会計課長                     | 武谷朋視 | 出欠 |
|                                        | 総務課長        | 高橋奈美江 | 出欠 | 都市整備<br>課長               | 西生卓矢 | 出欠 |
|                                        | 福祉人権<br>課長  | 田鶴原竜二 | 出欠 | まちづく<br>り課長              | 柴田隆臣 | 出欠 |
|                                        | 税務保険<br>課長  | 石田克   | 出欠 | 産業振興課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 梶栗恭輔 | 出欠 |
|                                        | 管財課長        | 石田正樹  | 出欠 | 上下水道<br>課長               | 神谷徹  | 出欠 |
|                                        | 健康こども<br>課長 | 沼野葉子  | 出欠 | 教育課長                     | 森永健一 | 出欠 |
|                                        | 住民環境<br>課長  | 大村俊夫  | 出欠 |                          |      |    |
|                                        |             |       |    |                          |      |    |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 |             |       |    |                          |      |    |
| 議 事 日 程                                | 別紙のとおり      |       |    |                          |      |    |
| 付 議 事 件                                | 別紙のとおり      |       |    |                          |      |    |
| 会 議 経 過                                | 別紙のとおり      |       |    |                          |      |    |

## 令和5年 第4回 鞍手町議会定例会議事日程

6月14日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第36号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第38号 専決処分の承認（鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第39号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第1号）
- 日程第6 議案第41号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）
- 日程第7 議案第42号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第43号 令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第44号 財産の取得
- 日程第10 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除
- 日程第11 議案第46号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除

追加日程第1 発議第1号 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の設置

《机上には、配付せず》

令和5年6月14日 6月定例会議案質疑。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

|             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 1番 許 斐 英 幸  | 2番 田 中 二 三 輝 | 3番 星 正 彦     |
| 4番 宇 田 川 亮  | 5番 野 口 美 恵 子 | 6番 新 谷 留 晴   |
| 7番 的 野 信 之  | 8番 石 井 大 輔   | 9番 許 斐 潤 一 郎 |
| 10番 有 働 徳 仁 | 11番 栗 田 美 和  | 12番 西 藤 典 子  |
| 13番 篠 原 哲 哉 |              |              |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

— 開議 13時00分 —

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

まず、町長より提出されております議案第42号の訂正をお手元に配付していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりで。

日程第1 議案第36号専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

具体的な中身について教えてください。

(税務保険課長 石田克己君、挙手して発言を求める)

○税務保険課長 (石田克己君)

主な改正点につきまして3点ほど申し上げます。

まず1点目が、軽自動車税の環境性能割について現行の税率区分を令和5年12月まで据置き、令和6年1月以降は、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる措置を講ずるための改正です。

もう1点が、電気自動車等を新車で取得した場合における翌年度の軽自動車税の種別割の軽減について適用期限を3年間延長する措置を講ずるための改正です。

もう1点が、令和6年度から、こちらは国税になりますが森林環境税、年額1000円を個人住民税均等割とあわせて賦課徴収をする措置を講ずるための改正となっております。

以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第37号専決処分の承認(鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

毎年限度額引上げということですが他対象について教えてください。

(税務保険課長 石田克己君、挙手して発言を求める)

○税務保険課長 (石田克己君)

こちら平成4年度の納税義務者数の数で回答させていただきます。

令和4年度に国民健康保険税の後期高齢者支援金分の賦課限度額を納付された方につきましては、24名おられます。あと1点が5割軽減、2割軽減、減額対象となる世帯の所得基準引上げに伴い5割軽減世帯は3世帯、2割軽減世帯は7世帯増える見込みとなります。

以上です。

○議長（的野信之君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第38号専決処分の承認（鞍手町、一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第38号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第39号こども家庭庁設置設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第39号は民生産業委員に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第39号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第40号専決処分の承認(令和5年度鞍手町一般会計補正予算第1号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10ページをお開きください。4款衛生費について、10ページから13ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8ページをお開きください。

歳入は一括して質疑を受けします。8ページから9ページまで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。日程第6 議案第41号専決処分の承認(令和5年度鞍手町一般会計補正予算第2号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10ページをお開きください。3款民生費について、10ページから11ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。8ページから9ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま今議題となっています議案第41号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第42号令和5年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の12ページをお開きください。2款総務費から10款教育費まで、12ページから21ページまで、質疑はありますか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

まず、総務管理費。

町有財産の確定測量等の委託料というのが上がっていますが、これがどこの場所なのか。どういう目的なのか教えてくれ。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

委託料につきましては、木月神崎線の測量業務委託であります。

場所につきましては、大字木月字石堀場地内で木月の赤橋から倉坂の方に抜ける道の約50メートル付近の地点になります。

内容といたしましては、町道と隣接する私有地との境界立会協議に伴い、町道の境界確定のための測量が必要となったものであります。

以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

そうするとこの確定測量で土地を購入するとか売るとかそういったことではなく、境界の確定測量だということによろしいですか。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

購入については今回ありません。確定測量のみということです。

以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

13ページの先ほどの下のコミュニティー助成事業費ってありますが、これの内容を教えてください。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

まず、コミュニティー助成事業の実施を行っている団体につきましては、一般財団法人の自治総合センターというところが、宝くじの収益金をもとに地域コミュニティーの助成事業を行っておられます。

以上です。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

その事業って期間みたいのはありますか。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

事業の期間は1年度となっております。

毎年、区長会総会で各自治会の区長さんのほうに、こういった助成事業がありますというふうに告知のほうは行っております。

以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

同じところですが、このコミュニティー助成事業費これはたしか自治会に250万円上げて、コミュニティーに関するいろんな事業を行うなり、設置、ハードソフト含めてね、をやるということだったのでないだろうかというふうに思いますけども、その辺ちょっと確認させてください。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

この助成事業につきましては、年間に採択を受けるのが1団体というふうになっております。内容的には議員が申されましたように、自治会のコミュニティー事業で使います。特に、自治会公民館の中で活用いたします。テーブル、椅子、そしてパソコンテレビ、照明器具、放送機器、そういったものが、助成の対象になっております。事業の額でございますが100万円以上250万円未満というふうになっております。

以上でございます。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

それで今回補正のついた自治会は分かっているのではないのでしょうか。

それも教えてください。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

令和5年度の採択を受けました自治会につきましては、上新町区が採択を受けております。

以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番 (田中二三輝君)

3款民生費です。15ページから社会福祉施設等物価高騰支援金ってありますが、この具体的なその対象となる施設どういった支援が行われるのか教えて。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

今回は、原油価格高騰により負担が生じている社会福祉等に対し光熱費及び送迎の燃料費等の物価上昇分の相当額を支援するものです。

対象施設につきましては、福岡県が実施する社会福祉施設等物価対策支援金事業の対象にならない地域密着型サービス事業者です。

町内ではグループホームが5か所、デイサービスが3か所、居宅介護支援事業所が4か所でございます。

以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

10ページですけど、保育所等給食支援事業補助金とありますけど、これの内容を教えてください。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長 (沼野葉子君)

お答えいたします。

こちらは県の補助金でありまして、認定こども園及び保育所等について、副食費、主食費を含む1050円の補助金を交付するものになります。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

これ補助対象者っていうのは職員の方の分も入っていますか。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長 (沼野葉子君)

これは通所中の児童1人当たりとなります。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

これは保護者の負担というのは変わらないのでしょうか。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長 (沼野葉子君)

こちらは物価高騰分の補填の部分となりますので、保護者の負担を増やさないための対策となっております。

以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

15ページですね議案書でいったら住民税非課税世帯に対する臨時交付特別給付金の給付費が出ていますがこれが、何人該当あるのかっていうのをまず教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

今回の非課税世帯の給付対象世帯は2800世帯でございます。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

給付の方法についてなんですが、こっちが申請してというか対象者が申請して云々という形でしょうか。それとも先に通知を出すのか、もう一つマイナンバーで銀行公金受取の銀行口座の紐づけをした方も中におられるのではないだろうかというふうに思うのですが、そういう対応はどうなっているのかと併せて教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

対象者には送付いたします。

次のマイナンバーの口座情報については、今回の給付金には使用いたしません。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

分かりました。マイナンバー銀行口座の紐づけについてはもう今回は行わないということですね。そしたら、通知をして受け取る側は申請をしないといけないのですかそれともいきなり給付されるわけですか。申請をしないと給付が行えないのか。やりとりの仕方ですよね。それをスムーズにぜひやっていただきたいと思います。ではその中身について教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

今回対象者につきましては確認書を送付させていただきます。確認表の中には、前回給付した口座情報について記載をし返送をもって回答とさせていただきます。

以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

19ページですけど、水道事業会計補助金とありますけど、これの内容を教えてください。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長 (神谷 徹君)

昨年度も実施いたしました。水道料金の基本料金を8月請求分から12月請求までの5か月減免するというものでございます。

以上でございます。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

その下、宿泊税交付金基金積立金とありますけど、これの内容を教えてください。

(産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長 (梶栗恭輔君)

福岡県が宿泊税を導入しております。その分の令和5年度に各市町に対しての交付金の内示が令和5年3月28日付でありましたので、今回補正予算として計上させていただいております。

以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

21ページの学校給食支援事業補助金の内容を教えてください。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

こちらは小中学校の給食費の食材上昇分に対する補助金となっております。

以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

先ほどと内容全体が一緒なのかちょっとお伺いしたいのですが、これは先生たちの分も入っているってことになりますか。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

この分に関しては、小学校中学校児童生徒分のみとなっております。

以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

歳入は一括して質疑を受けします。8ページから111ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第8 議案第43号、令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第43号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第43号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に日程第9 議案第44号財産の取得を議題とします。

質疑はありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

当初予算でこの案件につきましては、2377万3000円が計上されていたと思いますが、差額が100万3000円ということになっています。この100万が結局その当初の登録免許税等に充てられるのかどうか、またこういう特殊な車両なのでそういった経費等がこの程度の金額で足りるのかどうか、ちょっと教えて。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長(柴田隆臣君)

議案にございます取得価格でございますが、これには車両本体、消費税、

そして納車にかかる経費全てが含まれております。

以上でございます。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番 (田中二三輝君)

そうしますと取得価格は、本体価格、消費税、そして登録関係の経費全てが入っているとおっしゃいましたよね。そこら辺がちょっとこう、議案の提出の様式の形ですけど、できれば今後そういうのが内容的なものも提案理由の説明のときにでも言っていただくなり、こういった議案の作り方等でちょっと検討していただかないと、受け取る側は分からないので今後検討していただきたいと思いますが、いかがですか町長。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

財産の取得、特にこの消防自動車についても過去にも何度か取得をしておりますし、この様式で今までもしてきております。様式としては今までどおりの様式で議案として提案しておりますので、分からないところがあればこういった議案質疑等で質問いただければお答えできると思います。

以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番 (田中二三輝君)

過去の事案に従っていった形での提案と、今後もそうやっていくのだと。質疑等で答弁させていただきますということですね町長ね。それはそれでいいでしょう。今回は、当初予算のときに、たしか第5分団に配置するっていうふうに聞いていたけども、ほかの分団についてこういった車両の入替えといったようなことが今後の計画として、今あるのかそれとも、そういった分団からの申入れによってやっていくのか。どのようなスケジュールになっているのか教えて。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

今後の更新予定といたしましては、今回の車両以外にポンプ車が4台でございます。今後経過年数も20年を超えてくる車両も出てまいりますので、そのときには有利な財源、そして同一年に複数台の更新とならないようなス

ケジュールで更新を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（４番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川亮君）

過去にも、このポンプ車の購入というのがあり、注文して新たにつくり出す、だからこんなに高いっていう、たしか当時そういう答弁があったと思いますが、いまだにそれは変わってないのか。そして例えばこれはもう本当に１０００万を超える高額な購入ということにもなるので、つくるところが一社しかないのか。例えば入札とかいうことが出来ないのか、その辺について教えてください。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

まず車両の製造についてなんです、これについては発注を受けてからの製造というふうになります。

以上です。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

入札につきましては、去る５月２３日に６事業者によりまして指名競争入札を実施しております。

以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第４４号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第10 議案第45号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に
基づく令和4年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第45号は
総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第45号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第11 議案第46号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づ
く令和5年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託した
いと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第46号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。
この際、休会についてお諮りします。

○2番(田中二三輝君)

動議

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

発議第1号として、鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会
の設置を求める動議を提出します。

直ちに日程に追加し議題とすることを求めます。

○議長（的野信之君）

ただいま田中議員から鞍手町新庁舎建設及び関連事項に関する特別委員会設置の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会設置の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。

田中議員に申し上げます。配付資料等がありましたら、この休憩の間にお願ひします。

—— 休憩 13時38分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時47分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

先ほどの田中議員の動議について、議長である私の不手際がありましたので、再度、田中議員の動議について賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

2人以上の賛成がありましたので、この動議は成立しました。

鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の設置の動議を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○2番（田中二三輝君）

発議1号 発議者鞍手町議会議員 田中二三輝 令和5年6月14日

鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の設置を求める動議。上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出する。

提案理由 鞍手町議会では新庁舎建設特別委員会を令和元年8月26日付で設置していたが、令和5年3月15日付で報告書を提出し、当該委員会を当該特別委員会は解散している。この報告書には、今後も厳しい財政状況が想定されるが、新庁舎建設による住民福祉の向上と継続可能なまちづくりを実現するため残された課題解決に向け継続して調査研究されることを期待する。現在、新庁舎等建設は進んでいるが工事の進捗並びに執行部の様々な方針に対し、議会としても新庁舎の整備に関し、調査及び審査を実施する必要がある。また、新庁舎移転に関連し議会関連施設利用方法等の調査が必要であることから、鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の設置を求める。

設置期間 この特別委員会の設置期間は、新庁舎等建設完了及び関連事項の調査が完了するまでの間とする。委員会構成この特別委員会は、新庁舎移転後の議会関連施設の利用方法等に関する案を検討し、議長等に提出することから、特別委員会の構成は議長を除く議員12名で構成し、当該委員長及び副委員長は指名推選とする。また、委員長が選出されるまでの仮委員長は発議者が務める。

以上。

#### ○議長（的野信之君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

#### ○4番（宇田川亮君）

特別委員会の設置についてはいいと思うんですけども、委員会構成で、議長を除く12名で構成というところまではいいと思うんですが、指名推選するとか、仮委員長発議者が務めるとかというのは、これまでの慣例があるわけで、発議者が務めるとかいうところについてはぜひ削除していただきたいと思います。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

そういうご意見であれば対応はさしていただいて構わないというふう  
に考えます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決に移ります。鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特  
別委員会設置の動議に賛成の方は挙手を求めます。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会設置の動  
議は可決されました。

よって、提案された特別委員会を設置し委員の構成は提案のとおり、議  
長を除く議員12名で構成することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

設置された鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の委  
員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長を除く  
議員12名を特別委員会の委員に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました議長を除く議員12名を鞍手町新庁舎等建  
設及び関連事項に関する特別委員会の委員に選任することに決定しまし

た。

これより委員長、副委員長互選のためしばらく休憩します。

— 休憩 13時53分 —

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長

宇田川議員からのご指摘もありましたが、今回、仮委員長には本会議の中で再年長者の議員ということで西藤議員恐れ入ります。

○12番（西藤典子君）

本日は委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

ただいまから鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会を開催いたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の委員長の互選を議題とします。

お諮りします。

委員長の選挙は指名推選の方法により行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、指名推選の方法により私から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、星委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、星議員が当選人と決定いたしました。

これで、臨時委員長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○議会事務局長

星委員、委員長席のほうへお願いいたします。

○3番(星 正彦君)

委員長推薦をいただきました星です。

昨今議会で、この庁舎建設については紆余曲折がありました。しかしようやくスタートしたわけでありまして、先ほど動議の提案説明がありましたが、議会に与えている様々な課題を大きな課題がまだあろうというふうに思っております。委員長として全力を挙げて頑張っていきたいと思いません。それでは、日程第2 鞍手町新庁舎建設及び関連事項に関する特別委員会の副委員長の互選を議題とします。お諮りします。副委員長の選挙は指名推選の方法により行いたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、指名推選の方法により私から指名したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、指名いたします。

篠原哲哉議員を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって篠原議員が当選されました。

これで、鞍手町地域新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会を終了します。これをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

— 再開 14時00分 —

○議会事務局長

会議を再開します。

委員長、副委員長互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長

それでは報告いたします。

委員長 星正彦議員

副委員長 篠原哲哉議員 以上でございます。

○議会事務局長

以上のように決定しました。

この際、休会についてお諮りします。明日15日から19日までの5日間は、委員会審査及び休日のため休会としたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日15日から19日までの5日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

— 閉会 14時02分 —

~~~~~○~~~~~

| 令和5年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号） | | | | | | |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 令和5年6月20日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時
及び宣告 | 開 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 令和5年6月20日 午後1時00分 | | | | 的野信之 | |
| | 閉 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 令和5年6月20日 午後1時40分 | | | | 的野信之 | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許斐英幸 | 出欠 | 11 | 栗田美和 | 出欠 |
| | 2 | 田中二三輝 | 出欠 | 12 | 西藤典子 | 出欠 |
| | 3 | 星正彦 | 出欠 | 13 | 篠原哲哉 | 出欠 |
| | 4 | 宇田川亮 | 出欠 | | | |
| | 5 | 野口美恵子 | 出欠 | | | |
| | 6 | 新谷留晴 | 出欠 | | | |
| | 7 | 的野信之 | 出欠 | | | |
| | 8 | 石井大輔 | 出欠 | | | |
| | 9 | 許斐潤一郎 | 出欠 | | | |
| 10 | 有働徳仁 | 出欠 | | | | |
| 出席 13人
欠席 0人
欠員 0人 | | | | | | |
| 会議録署名
議員 | 3 | 星正彦 | | 4 | 宇田川亮 | |

| | | | | | | |
|--|-------------|-------|----|--------------------------|------|----|
| 職
出
務
席 | 議会事務
局長 | 広瀬真一 | 出欠 | 議会事務
局次長 | 加藤優 | 出欠 |
| | 町長 | 岡崎邦博 | 出欠 | 副町長 | 浅野彩 | 出欠 |
| | 教育長 | 外園哲也 | 出欠 | 会計課長 | 武谷朋視 | 出欠 |
| | 総務課長 | 高橋奈美江 | 出欠 | 都市整備
課長 | 西生卓矢 | 出欠 |
| | 福祉人権
課長 | 田鶴原竜二 | 出欠 | まちづく
り課長 | 柴田隆臣 | 出欠 |
| | 税務保険
課長 | 石田克 | 出欠 | 産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 | 梶栗恭輔 | 出欠 |
| | 管財課長 | 石田正樹 | 出欠 | 上下水道
課長 | 神谷徹 | 出欠 |
| | 健康こども
課長 | 沼野葉子 | 出欠 | 教育課長 | 森永健一 | 出欠 |
| | 住民環境
課長 | 大村俊夫 | 出欠 | | | |
| | | | | | | |
| 地方自治法
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

令和5年 第4回 鞍手町議会定例会議事日程

6月20日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第39号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第36号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第38号 専決処分の承認（鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第41号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第42号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第43号 令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第44号 財産の取得
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第46号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 陳情第3号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める陳情
(民生産業委員長報告)

日程第13 陳情第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを
求める陳情 (総務文教委員長報告)

日程第14 発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置

日程第15 閉会中の継続事件

令和5年6月20日 6月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1番 許 斐 英 幸 | 2番 田 中 二 三 輝 | 3番 星 正 彦 |
| 4番 宇 田 川 亮 | 5番 野 口 美 恵 子 | 6番 新 谷 留 晴 |
| 7番 的 野 信 之 | 8番 石 井 大 輔 | 9番 許 斐 潤 一 郎 |
| 10番 有 働 徳 仁 | 11番 栗 田 美 和 | 12番 西 藤 典 子 |
| 13番 篠 原 哲 哉 | | |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

まず、初めに議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、付託先委員会の誤りがありましたことについて、議員各位にご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1議案第37号及び日程第2議案第39号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

○ 1 3 番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 3 7 号 専決処分の承認（鞍手町 国民健康保険税 条例の一部を改正する条例）

本委員会は、上記の議案を 6 月 1 4 日に付託先変更が判明したため審議を行い議案審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

次に、議案第 3 9 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

本委員会は、6 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○ 議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 3 7 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 9 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 3 7 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 3 9 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 7 号専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第37号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第39号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第3議案第36号から日程第11議案第46号までの9件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

#### ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第36号 専決処分の承認(鞍手町 税条例の一部を改正する条例)

議案第38号 専決処分の承認(鞍手町 一般職職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

議案第40号 専決処分の承認(令和5年度 鞍手町一般会計 補正予算第1号)

議案第41号 専決処分の承認(令和5年度 鞍手町一般会計 補正予算第2号)

本委員会は、6月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、

議案第42号 令和5年度 鞍手町一般会計 補正予算(第3号)

議案第43号 令和5年度 鞍手町水道事業会計 補正予算(第1号)

議案第44号 財産の取得

議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年

度固定資産税の課税免除

議案第46号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除

本委員会は、6月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第36号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第43号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第36号専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第36号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第38号専決処分の承認（鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第40号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第41号専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第41号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第42号令和5年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第46号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第12陳情第3号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

(13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める)

### ○13番(篠原哲哉君)

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第3号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書

本委員会は、6月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書(案)を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

### ○議長(的野信之君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第3号最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

の採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって陳情第3号は採択されました。

次に進みます。

日程第13陳情第4号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

#### ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書

本委員会は、6月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書(案)を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

#### ○議長(的野信之君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第4号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって陳情第4号は、採択されました。

次に、日程第14発委第2号議会広報編集調査特別委員会の設置を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

発委第2号議会広報編集調査特別委員会の設置。

次のとおり議会広報編集調査特別委員会を設置するものとする。

令和5年6月20日提出者 議会運営委員会委員長 宇田川 亮。

1. 名称 議会広報編集調査特別委員会

2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び鞍手町議会委員会条例第4条

3. 目的 議会広報の編集及び調査研究

4. 委員の定数 6人

提案理由 議会の活動状況を広く住民に周知し、議会と町政に対する理解を深める議会だよりの編集及び広報活動の調査・研究をするため鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提案するものである。

以上です。

#### ○議長(的野信之君)

お諮りします。

発委第二号は、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって発委第2号は、質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

発委第2号議会広報編集調査特別委員会の設置を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって発委第2号は、原案のとおり可決されました。

ただ今より名簿を配付します。

(名簿配付後)

お諮りします。

ただ今設置されました議会広報編集調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、ただ今お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議会広報編集調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、委員長・副委員長の互選のためしばらく休憩します。

—— 休憩 13時25分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時37分 ——

○議長(的野信之君)

会議を再開します。

特別委員会正・副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長

それでは、ご報告いたします。

委員長 西藤議員、副委員長 野口議員以上でございます。

○議長(的野信之君)

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第15閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継

続審査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和5年第4回定例会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 13時40分 —

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長       的野信之      

議員       星正彦      

議員       宇田川亮

令和5年6月20日

鞍手町議会

議長 的野信之

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委員会名                     | 調査事項                                                                     |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 総務文教委員会                  | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査                          |
| 民生産業委員会                  | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査                      |
| 議会運営委員会                  | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 | 新庁舎等の建設及び関連事項に関する審査                                                      |
| 議会広報編集調査特別委員会            | 議会広報編集及び調査                                                               |